

「居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(徳島県指定 第 3671900037 号)

当事業所は、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。また、要介護認定を受けていない方でも、一定の要件のもとで、サービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

| | |
|------------------------------|-----|
| 1. 事業者 | 6 |
| 2. 事業所の概要 | 6 |
| 3. 事業実施地域及び営業時間 | 6 |
| 4. 職員の体制 | 6 |
| 5. 居宅介護支援の内容 | 6～7 |
| 6. 当事業所の利用料金について | 7 |
| 7. 緊急時及び事故発生時の対応方法 | 7 |
| 8. 個人情報について | 7～8 |
| 9. 虐待防止への取り組みについて | 8 |
| 10. 業務継続に向けた取り組みについて | 8 |
| 11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について | 8 |
| 12. 苦情・ハラスメント防止について | 8～9 |
| 13. 苦情の受付について | 9 |

1、事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人山城会 |
| (2) 法人所在地 | 徳島県三好市山城町西宇 1227-4 |
| (3) 電話番号 | 0883-84-1171 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 馬淵 文彦 |
| (5) 設立年月日 | 平成 2 年 3 月 1 日 |

2、事業所の概要

- | | |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所（徳島県指定 第 3671900037） |
| (2) 事業の目的 | 契約者の委託を受けて、契約者に対し介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他に便宜を図ることを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | 山城荘在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 徳島県三好市山城町西宇 1227-4 |
| (5) 電話番号 | 0883-84-1171 |
| (6) 管理者氏名 | 藤本 怜史 |
| (7) 開設年月日 | 平成 12 年 4 月 1 日 |

3、事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 三好市山城町全域、池田町、西祖谷山村（徳善・西岡・吾橋） |
| (2) 営業日及び営業時間 | |

| | |
|----------|--------------------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日（但し 1 月 1 日～1 月 3 日は除く） |
| 受付時間 | 午前 9 時～午後 6 時 |
| サービス提供時間 | 午前 9 時～午後 6 時 |

4、職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

1. 管理者 1 名（介護支援専門員）※他事業所職務兼
2. 介護支援専門員 1 名以上

5、居宅介護支援業務の実施方法

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成について

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行います。また、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように分かりやすい説明を心掛けます。
- (2) ご利用者様の居宅へ訪問し、利用者及びご家族様との面接により、その有する能力、置かれている環境、解決すべき課題を適切に把握し、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- 3) 居宅サービスが特定の種類、事業者（法人）に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

- (4) そのために、ご利用様が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示します。
- (5) また、ご利用様から複数のサービス事業所を求めていることや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者の選定理由を求めることができます。なお、この内容についての文書を交付するとともに口頭での説明を懇切丁寧に行います。また、ご理解いただいたことについてご利用様から署名をいただきます。
- (6) その他、ご利用様自らの意思による選択に資するよう、地域のサービス事業者等に関する情報を提供します。
- (7) ケアプランの原案を作成した際は、必ずその内容について説明し、同意を得ます。その後、作成したケアプランについてご利用様へ交付します。
- (8) ごご利用様の入院等の際は、医療関係者と連携を取り、すみやかに対処いたします。そのため介護支援専門員の連絡先等を介護保険証や健康保険証と共に保管頂き、入院の際は病院にお伝え頂けますようお願いいたします。

6、当事業所の利用料金について

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(2) 交通費

利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、実施地域を超えた地点から、片道おおよそ1キロメートルにつき30円徴収させて頂きます。

7、緊急時及び事故発生時の対応方法について

- (1) サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡いたします。

| | | |
|-----|-------|--|
| 主治医 | 主治医氏名 | |
| | 連絡先 | |
| ご家族 | 氏名 | |
| | 連絡先 | |

- (2) 当事業所がサービス提供中に利用者にケガ等、又は財産に損害を与えた場合は損害賠償をします。

8、個人情報について

- (1) 当事業所を利用するうえで知り得た利用者又はその家族の個人情報等を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、利用者に関わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るため、サービス担当者会議で情報を用いることがあります。
- (2) 当事業所で得た個人情報についてはこれを厳重に保管すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。

- (3) 当事業所で得た個人情報 は下記の目的に限って使用します。
 - 1. 居宅介護支援の遂行
 - 2. サービス担当者会議での情報共有
 - 3. 各サービス担当者および主治医との情報共有
 - 4. 当事業所内でのカンファレンス
 - 5. その他官公庁等の法律法令上の照会
- (4) なお、本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。(救急病院への情報伝達等)
- (5) 情報の提供は必要最小限度とし、提供にあたっては関係者以外の者に開示されることのないよう細心の注意をはらいます。

9、虐待防止への取り組みについて

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

| |
|-------------|
| 虐待防止に関する担当者 |
|-------------|

| |
|---------------|
| 計画相談課係長 正口久美子 |
|---------------|

10、業務継続に向けた取り組みについて

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に基づき次の措置を講ずるものとします。

- (1) 介護支援専門員に対し、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

11、感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

当事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 感染対策委員会の開催（6月に1回以上）
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

12、苦情・ハラスメント防止について

当事業所、提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントの訴えに迅速かつ適正に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 当該市町村への協力
- (2) 当該市町村からの指導又は助言に従って必要な改善
- (3) 利用者に対し必要な援助

1 3、身体拘束等の原則禁止

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4、苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

山城荘在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所

管 理 者 藤本 怜史

電 話 番 号 0883-84-1171

F A X 番 号 0883-84-1161

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|---------------------|------|-----------------------|
| みよし広域連合 介護保険センター | 所在地 | 三好市池田町マチ 2429-1 |
| | 電話番号 | 0883-76-0030 |
| | 受付時間 | 8:30~17:00 |
| 徳島県国民健康 保険団体連合会 | 所在地 | 徳島市川内町平岩若松 78-1 |
| | 電話番号 | 088-665-7205 (専用ダイヤル) |
| | 受付時間 | 8:30~17:00 |
| 徳島県運営適正化 委員会 | 所在地 | 徳島市中昭和町 1-2 |
| | 電話番号 | 088-611-9988 |
| | 受付時間 | 9:00~17:00 (土日祝日を除く) |

(本人、家族用)

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）および家族（ ）は、山城荘在宅介護支援センターが、私及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用及び介護サービス事業者等に提供することに同意します。

1. 使用する目的

利用者のため居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合に使用します。

2. 使用する範囲

居宅介護支援サービス

3. 使用する期間

居宅サービス契約書第2条（契約期間）による契約期間と同じ取り扱いとなります。

4. 条 件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に開示されることがないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、関係者、内容等の経過を記録しておくこと。

5. 個人情報の利用目的

- (1) 契約者へのサービス提供、介護保険請求事務、各事業所の管理運営事務、並びにその他介護保険のサービス提供に係る一切の業務のため。
- (2) その他、上記に付帯関連する業務のため。

尚、上記利用目的の範囲に含まれる具体的な業務の例は次の通りです。

- ・ 契約者に介護サービスを提供するにあたり医師・医療機関等に意見・助言を求め、当事業者以外の介護サービス事業者等の連携（サービス担当者会議等）をとりこれらからの照会に回答するため。
- ・ 各関係機関等への事故報告等のため。
- ・ 審査支払機関へレセプトを提出するため。
- ・ 審査支払機関や保険者からの照会に回答するため。
- ・ 賠償責任保険などに係わる保険会社等への相談または届け出等をするため。
- ・ 当事業者等を利用して行われる教育実習に協力するため。
- ・ 行政機関による指導・監査等に協力するため。
- ・ 第三者機関による当事業者の介護サービス評価・調査等に協力するため。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項並びに個人情報の使用に係る同意の説明を行いました。

説明者 山城荘在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所

介護支援専門員 氏名

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、契約の有効期間中に限り、指定居宅介護支援サービスの提供を受けるとともに、従業者が私の個人情報をサービス担当者会議等に用いることに同意しました。

利用者

住 所 徳島県三好市.....

氏 名.....

家 族（又は代理人）

住 所.....

氏 名.....

続 柄（利用者との関係）.....

別紙 居宅利用料及びその他の費用について

◎基本料金

| 区分・要介護度 | | 基本単位 | 利用料 | |
|--------------------|--------------------------------------------------|----------|------|---------|
| 居宅介護 支援費 (1) | (i) 介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満又は45以上である場合において45未満の部分 | 要介護1・2 | 1249 | 12,490円 |
| | | 要介護3・4・5 | 1623 | 16,230円 |
| | (ii) 介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上である場合においての、45以上60未満の部分 | 要介護1・2 | 544 | 5,440円 |
| | | 要介護3・4・5 | 704 | 7,040円 |
| | (iii) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45以上である場合においての、60以上の部分 | 要介護1・2 | 326 | 3,260円 |
| | | 要介護3・4・5 | 422 | 4,220円 |

※当地域は特別地域居宅介護支援加算として保険給付金額に15%加算になります。

※当事業所の1単位当りの単価は、10.00円になります。

◎加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算 | 基本単位 | 利用料 | 算定回数等 |
|---------------|------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初回加算 | 300 | 3,000円 | 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅介護サービスを計画した場合に算定します。(1月につき) |
| 特定事業所加算(Ⅰ) | 519 | 5,190円 | 特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算です。(1月につき) |
| 特定事業所加算(Ⅱ) | 421 | 4,210円 | |
| 特定事業所加算(Ⅲ) | 323 | 3,230円 | |
| 特定事業所加算(A) | 114 | 1,140円 | |
| 特定事業所医療介護連携加算 | 125 | 1,250円 | 1月につき |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 250 | 2500円 | 利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合(1月につき) |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 200 | 2000円 | 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合(1月につき) |
| 退院・退所加算(Ⅰ)イ | 450 | 4500円 | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度) |
| 退院・退所加算(Ⅰ)ロ | 600 | 6,000円 | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度) |

| | | | |
|-----------------|-----|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 退院・退所加算（Ⅱ）イ | 600 | 6000 円 | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受け 場合（入院又は入所期間中 1 回を限度） |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ | 750 | 7500 円 | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中 1 回を限度） |
| 退院・退所加算（Ⅲ） | 900 | 9000 円 | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中 1 回を限度） |
| 退院時情報連携加算 | 50 | 500 円 | 病院または診療所で医師、歯科医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合（1 月に 1 回が限度） |
| 緊急時等居カンファレンス加算 | 200 | 2000 円 | 病院又は診療所の求めにより緊急でカンファレンスを行い、サービス調整を行った 場合（1 月につき 2 回を限度） |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 400 | 4000 円 | 終末期医療に対し、居宅を訪問し主治医や 居宅サービス事業者へ情報提供を行った場 合（1 月につき） |